

お知らせ

スマートフォン教室を開催

トピック
1

「スマホが欲しいけど、使えるか心配だ…」「スマホを手に入れたものの、使いこなせていない…」そんな悩みをお持ちではないですか？ スマートフォンの基本操作などについて、実際に操作しながら学べる無料のスマートフォン教室を開催します。

■日程

入門編 10月9日(水)・16日(水)

初級編 10月3日(木)・17日(木)

■時間・内容 右表の時間割りのとおり

■場所 市役所304会議室

■定員 各回15名(先着順)

※各回定員に達し次第受付終了。

■講師 ドコモショップ自治医大店

■持ち物 筆記用具、スマートフォン(お持ちの方)

■注意事項 受講は一人1講座のみ。一度の申し込みで2人まで申し込み可能。

■申込方法 電話

■申込期間 9月17日(火) 午前8時30分～

■その他 受講後、アンケートにご協力ください。

■申し込み・問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886

入門編 時間割り

午後1時～	受付
午後1時15分～	電源の入れ方、 ボタン操作など
午後2時15分～	休憩
午後2時30分～	電話のかけ方、 カメラの使い方
午後3時30分～	休憩
午後3時45分～ 午後4時45分	アプリのインストール方法

初級編 時間割り

午後1時～	受付
午後1時15分～	インターネットの 利用方法
午後2時15分～	休憩
午後2時30分～	SNS・コミュニケーション アプリの利用方法
午後3時30分～	休憩
午後3時45分～ 午後4時45分	マイナポータルの活用方法

令和6年度の給付金の申請は10月10日(木)までに

国の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」に基づき、市では「令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」と「令和6年度定額減税を補足する臨時特別給付金(調整給付金)」の2つの給付金の申請を受け付けています。

期限内に申請をされなかった場合、給付金を受け取ることができません。対象となる方へは、7月下旬から8月上旬にかけて、確認書を郵送しました。確認書が届いた方は、必要書類を貼付し、申請期限内に提出してください。なお、給付金の対象者、支給額、申請方法などの詳細は、広報しもつけ7月・8月号、市ホームページをご確認ください。

■申請期限 10月10日(木)

※消印有効。

■問い合わせ先

給付金の申請・支給について

社会福祉課 ☎(32)8899

住民税の定額減税について

税務課 ☎(32)8891

※電話では、個人情報となる課税情報などに関する問い合わせには、回答できませんのでご了承ください。



新たな住民税非課税
世帯等に対する
臨時特別給付金



定額減税を補足する
臨時特別給付金
(調整給付金)

介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収開始通知書の発送

令和6年度の介護保険料・後期高齢者医療保険料が年金から天引きされる方へ、特別徴収開始通知書を9月6日(金)に発送します。

この通知書には令和6年10月から令和7年8月までに年金から天引きされる保険料を記載しています。

なお、保険料を納付書・口座振替にて納付される方へのお知らせは7月に送付済みです。

■問い合わせ先

税務課 市民税グループ

☎(32)8891

